

定款

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社サイバーエージェントと称し、英文ではCyberAgent, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告の企画及び制作ならびに広告代理業務
2. 各種マーケティング業務
3. 販売促進活動に関するコンサルティング業務
4. 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務
5. インターネットのホームページの企画及び制作
6. タレント・モデル・アーティストの育成及びマネージメント
7. 各種イベントの運営代行事業
8. インターネットのドメイン取得代行業務
9. 国内及び海外で提供されている各種インターネットサービスに関する調査、研究及びそれらの情報提供業務
10. 各種企業のコールセンターの企画・運営・管理に関する事業
11. メディア事業の企画・制作・運営ならびにメディア事業に関連する情報処理・情報提供サービス
12. テレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組の企画・制作
13. コンピューターソフトウェアの開発及び販売
14. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
15. 電気通信事業に係わるシステムの開発、販売、賃貸及び保守の受託
16. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介
17. 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理
18. 書籍、雑誌等の制作、出版、販売
19. スポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行
20. 劇場・コンサートホール・録音録画スタジオ・スポーツ教育施設・医療施設・飲食店・宿泊施設・売店・興行場・遊戯場・娯楽施設・娯楽店舗等の運営・管理
21. e-sports(コンピューターゲームの競技)ビジネスの企画、開発、運営、管理業務
22. 通信システムによる情報・画像・楽曲の収集、配信、処理及び販売ならびにそれに係る機器及び装置類の販売
23. 音楽著作権の管理、音楽著作物の利用の開発、企画、制作、楽譜の出版
24. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売・賃貸
25. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像をつけたもの）の企画ならびに販売
26. AR（拡張現実）・VR（バーチャルリアリティー）技術を応用したソフトウェアの企画、開発、販売
27. 投資事業組合財産の運用及び管理
28. 各種金融商品の企画、開発、仲介、販売
29. 有価証券の運用、投資、売買保有
30. 投資業ならびに投資顧問業
31. 国内外投資先の斡旋及び仲介業務
32. 経営コンサルタント業

33. 仮想通貨交換業
34. 仮想通貨の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理
35. 仮想通貨に関する取引交換所の運営、企画、管理
36. 仮想通貨に関するシステムの提供及びコンサルティング
37. 資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行及び資金移動業に関する一切の業務
38. 公営競馬・競艇・競輪・オートレースに関するビジネスの企画開発、運営代行業務
39. インターネットを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
40. 下記商品の加工、売買、賃貸、輸出入及び仲介
 - (1) 自動車、自動二輪車、自転車、船舶、航空機及びこれらの部品
 - (2) 家庭用電気製品、音響映像機器、光学機器、計測機器、通信機器、コンピューター及びこれらの部品
 - (3) 日用雑貨、スポーツ用品、健康機器、医療用具
 - (4) 装身装飾品（宝石、貴金属等）、書画、骨董品、美術品
 - (5) 化粧品、医薬品、医薬部外品
 - (6) 衣料品、服地、寝具、装身具、袋物、皮革製品
 - (7) 食料品、乳製品、酒類、清涼飲料水、煙草類、塩、米穀類
 - (8) 文房具、家具、インテリア用品、玩具、ベビー用器具（室内外遊具等）
 - (9) 印紙、郵便切手、入場券、前払式証票、航空券、切符、商品券、テレホンカード
 - (10) ペット、ペット用品、飼料、肥料
41. 有料職業紹介業
42. 求人・求職に関する市場調査、資料作成ならびに情報提供業務
43. 経営者、管理者、一般社員に対する教育、出版業務
44. インターネットの代金決済システムの導入代行業務
45. スポーツクラブの経営
46. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
47. 宅地建物取引業
48. 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理及びコンサルタント
49. 建築・設計監理業務
50. 損害保険代理業及びその仲介業、生命保険募集及びその仲介業
51. 結婚仲介業
52. 証券仲介事業
53. 労働者派遣事業
54. 倉庫業
55. 古物売買及び古物競りあっせん業
56. 貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業
57. 貸金業及びその仲介業
58. 医療施設、医療機関、薬局、ドラッグストアーの経営及び管理の受託
59. 医療検査業務及び健康調査に関する企画・運営・管理及び情報提供
60. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,517,119,200 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって、自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(基準日)

第11条 当会社は毎事業年度末の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
3. 取締役の解任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期満了の前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。

2. 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条

第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。

(代表取締役)

第25条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

(業務執行)

第27条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を執行する。また、常務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を分掌する。

2. 取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

(期末配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息を付けない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第 20 回定時株主総会終結前の行為に関する、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 定款第17 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2. 本附則は、2023年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(変更履歴)

平成 10年 3月 17 日制定
平成 11年 6月 18 日臨時株主総会にて変更
平成 11年 9月 6 日臨時株主総会にて変更
平成 11年 9月 14 日臨時株主総会にて変更
平成 11年 12月 20 日定時株主総会にて変更
平成 12年 2月 16 日臨時株主総会にて変更
平成 12年 7月 25 日臨時株主総会にて変更
平成 12年 12月 23 日定時株主総会にて変更
平成 13年 12月 22 日定時株主総会にて変更
平成 14年 12月 21 日定時株主総会にて変更
平成 15年 12月 15 日定時株主総会にて変更
平成 16年 12月 18 日定時株主総会にて変更
平成 17年 12月 18 日定時株主総会にて変更
平成 18年 12月 20 日定時株主総会にて変更
平成 21年 12月 18 日定時株主総会にて変更
平成 25年 8月 29 日取締役会にて変更
平成 28年 7月 21 日取締役会にて変更
平成 29年 12月 15 日定時株主総会にて変更
2021年 3月 10 日取締役会にて変更
2021年12月10日定時株主総会にて変更
2022年12月9日定時株主総会にて変更